

# 衆議院経済産業委員会ニュース

平成 25.5.10 第 183 回国会第 11 号

5 月 10 日（金）、第 11 回の委員会が開かれました。

## 1 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法案（内閣提出第 36 号）

- ・茂木経済産業大臣、森国務大臣（消費者及び食品安全担当）、稲田国務大臣（公正取引委員会担当）、山際内閣府大臣政務官、竹内財務大臣政務官、平経済産業大臣政務官、杉本公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行いました。
- ・内閣委員会、財務金融委員会及び消費者問題に関する特別委員会と連合審査会を開会することに協議決定しました。

（質疑者及び主な質疑内容）

### 近藤洋介君（民主）

- ・去る 5 月 8 日の本委員会の理事懇談会において、政府から「消費税の転嫁を阻害する表示に関する考え方」が示されたが、これはどういう性質の文書なのか。また、これまでの委員会での答弁を修正したものなのか。
- ・本法案第 8 条については、条文そのものが曖昧と思われるため修正すべきと考えるが、森国務大臣（消費者及び食品安全担当）の見解を問う。

### 大島敦君（民主）

- ・来年度の消費税の引上げを前提とした事業者間の価格交渉が既に始まり、増税分の値引要請がされているケースもあると聞いているが、政府としてこのような実態を把握しているのか。
- ・違反事例の把握のため、下請法に基づく事業者への書面調査だけでなく、本法案に基づく書面調査を早期に実施する必要があるのではないか。

### 木下智彦君（維新）

- ・転嫁対策調査官（仮称）採用のスケジュール及びその具体的業務内容について伺いたい。
- ・本法案によって特定事業者による消費税の転嫁の拒否を禁止したとしても、実際の商交渉を踏まえると卸売業者の保護につながらないと考えるが、稲田国務大臣（公正取引委員会担当）の認識を伺いたい。

### 丸山穂高君（維新）

- ・政府が示した「消費税の転嫁を阻害する表示に関する考え方」は 5 省庁の連名で出されており、責任の所在が曖昧ではないか。
- ・「買ったとき」の問題と広告規制の間には因果関係が明確でなく、広告規制は意味がないのではないか。

### 三谷英弘君（みんな）

- ・本法案第 8 条は、営利的言論の自由に対する制約であり、いわゆる明確性の基準に照らし、違憲無効となる可能性があるのではないか。
- ・本法案第 8 条で禁止される表現に該当するか否かの判断は、「誰が」「何をきっかけに」「どの程度の時間をかけて」行うのか。

### 塩川鉄也君（共産）

- ・消費税還元セールの禁止に関して、去る 4 月 19 日の本委員会における政府の答弁は誤りであったのか。
- ・1989 年の消費税の導入時及び 1997 年の消費税率引上げ時において、景品表示法の考え方を示したガイドラインによる取締りが実施されていたが、本法案を提出するにあたり、当時の取締りの執行状況の調査及び総括を行っていないのはおかしいのではないか。